

再生可能エネルギー発電促進賦課金の概要について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づいて制定され、太陽光、風力、バイオマスなどの自然の力を利用した再生可能エネルギーによって発電された電気を一定の期間・価格で電力会社を買取する制度として平成 24 年 7 月 1 日から開始されました。

電力会社を買取に要した費用は、社会全体で再生可能エネルギーを普及・拡大させていくために、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気をご使用になる全てのお客さまにご負担いただいております。

【「再生可能エネルギー発電促進賦課金」単価の算定方法】

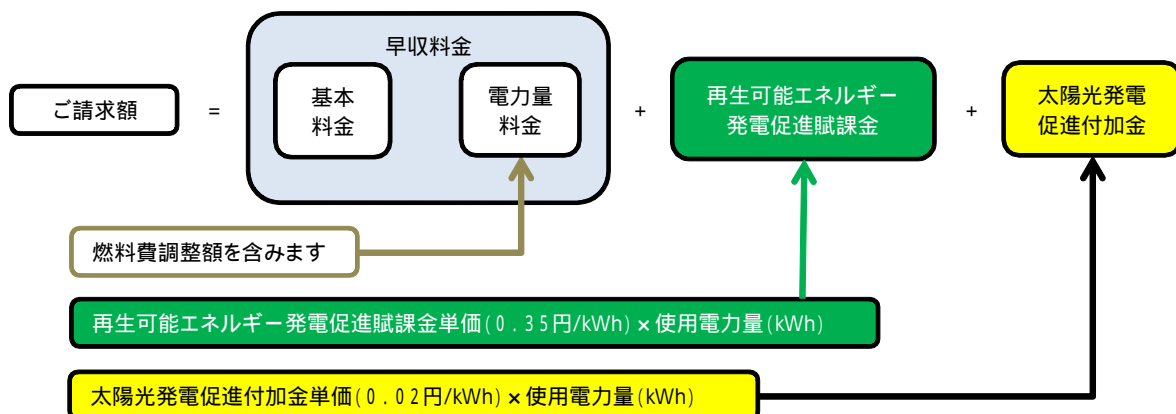
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、毎年度、以下の算定方法により、全国一律の単価が算定され、当該年度の開始前に経済産業大臣が定めます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価} = \frac{\text{当該年度における電気事業者の再生可能エネルギー電気の買取見込み総額} - \text{当該年度における回避可能費用の見込み額} + \text{当該年度における費用負担調整機関の事務費見込み額}}{\text{当該年度における電気事業者の見込み総販売電力量}}$$

電気事業者が再生可能エネルギー電気を買取ることにより支出を回避できた燃料費などの費用。

【電気料金の算定イメージ（税込） 従量制供給の場合】

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価と毎月のご使用量に応じて算定し、電気料金の一部としてご負担いただきます。



(注) 定額制供給の場合についても、従量制供給に準じてご負担いただきます。

【買取制度と費用のご負担について】

太陽光発電の買取制度は、平成 24 年 7 月分までの太陽光発電の余剰電力買取制度から、平成 24 年 8 月分以降は再生可能エネルギーの固定価格買取制度に変更となりました。

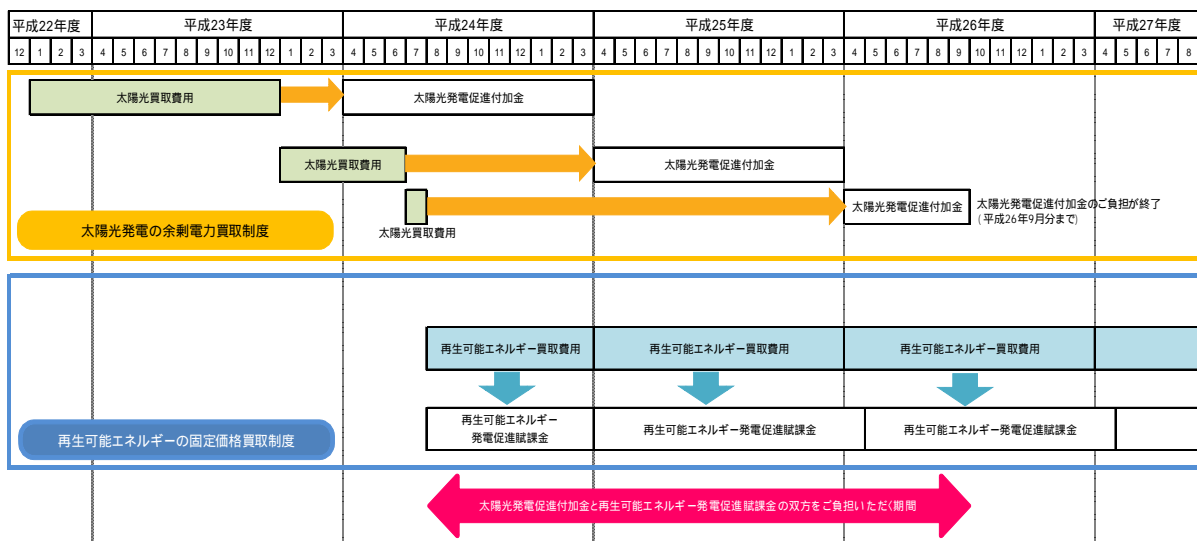
太陽光発電の余剰電力買取制度に基づく「太陽光発電促進付加金」は、毎年 1 月分から 12 月分までの買取実績費用等にもとづき単価を算定し、その翌年度に月々ご負担いただくものでしたが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始に伴い、太陽光発電の余剰電力買取制度が平成 24 年 7 月分をもって終了したため、平成 24 年 1 月分～6 月分については平成 25 年度に、平成 24 年 7 月分については平成 26 年度(4 月分～9 月分)にご負担いただくこととなりました。

したがって、「太陽光発電促進付加金」のご負担が終了する予定の平成 26 年 9 月分までの間は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」と「太陽光発電促進付加金」の双方をご負担いただくこととなります。

また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく「再生可能エネルギー発電促進賦課金」は、同制度開始に伴い再生可能エネルギーの買取りが開始した昨年 7 月にご利用された電気に対する電気料金(すなわち昨年 8 月分の電気料金)からご負担いただいております。

この取扱いに準じ、平成 25 年度の調達価格での買取りは、平成 25 年 4 月から始まることから、それに対応した平成 25 年度の賦課金は平成 25 年 4 月にご利用された電気に対する電気料金(すなわち平成 25 年 5 月分の電気料金)から適用し、平成 26 年 4 月分の電気料金まで同じ単価が適用されることになりました。

したがって、制度開始当初は、4 月分の電気料金から翌年 3 月分の電気料金までに同じ単価の賦課金が適用される形になっておりましたが、今後、5 月分の電気料金から翌年 4 月分の電気料金に同じ単価の賦課金が適用されます。



以上